

平成31年 第3回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成31年3月11日(月)午後1:30~2:00

2. 場 所 : 役場庁舎 2階 会議室

3. 出席委員 (8人)

職 名	番 号	氏 名
会長	10	工藤 昭治
委員	2	谷地村久人
〃	3	佐藤 久美子
〃	4	高見 憲正
職務代理	5	小坂 敏
委員	6	長井 進
〃	8	小澤 守昭
	9	佐藤 光男

4. 欠席委員 (2人) 1番 田守和人 7番 長根孝衛

5. 会議書記 事務局総括主幹 本間 由美子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第5号 平成31年度農作業標準賃金改定並びに農地の賃借料情報について

日程第4 議案第6号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第5 議案第7号 新郷村農業委員会の委員等の成果実績に応じた能率給の支給に関する規則(案)について

(平成 31 年第 3 回 3 月の総会)

議長	<p>会議に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、4 番、高見憲正君にお願いします。</p>
	(新郷村村民憲章の唱和)
議長	<p>本日の出席委員数は 8 名で、定足数に達しておりますので、これより、平成 31 年第 3 回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第 1、議事録署名委員の指名についてを、議題とします。 議事録署名委員には、議長指名と言うことで、ご異議ございませんか。</p>
	異議なし
議長	<p>それでは、議事録署名委員には 3 番、佐藤久美子君並びに 6 番、長井進君を指名いたします。</p>
議長	<p>次に、日程第 2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります但事務局より報告の事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議長	<p>次に日程第 3、議案第 5 号、平成 31 年度農作業標準賃金改定並びに農地の賃借料情報についてを、議題といたします。 事務局より、議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>3 ページをお開き願います。 日程第 4、議案第 5 号、平成 31 年度農作業標準賃金の改定並びに農地の賃借料情報の提供について、ご説明申しあげます。 平成 31 年度農作業標準賃金を別紙のとおり改定したいので、審議を求めらるものでございます。 また、平成 30 年度農地賃借料情報について、別紙により情報提供することを農業委員会の承認を求めらるものでございます。 4 ページをお開き下さい。 去る、平成 31 年 2 月 28 日に五戸町役場において、五戸町、新郷村の両農業委員長、会長職務代理、事務局長、担当者が五戸地区の標準賃金改定について協議した結果でございます。 農作業標準賃金は青森県最低賃金の 24 円引き上げ、機械作業代、燃料費等高騰により、着色した部分の賃金が 5 円から 1,000 円まで引き上げになっております。</p>

	<p>主なものは、人力作業代が 100 円の引き上げで 6,100 円としております。</p> <p>また、農地賃料の平均額は昨年と同様です。</p> <p>採草放牧地を除いた畑については、1,000 円の下落となっております。</p> <p>5 ページに五戸地区農作業標準賃金一覧表の写しを添付してありますので、参考にしてください。</p> <p>今日の総会で決定、承認を頂きましたら 3 月中には全戸配布、ホームページで公表をする予定です。</p> <p>以上、議案第 5 号の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの事務局説明について、質疑、意見ございませんか。
谷地村 委員	はい、議長。
議長	谷地村委員。
谷地村 委員	先ほどの説明では、燃料高騰で作業代に変更があるとありましたが、コンバイン代金は現状のままですが、どうなのでしょう。
事務局	賃金は、最低賃金が上がったため変更がありましたが、この標準賃金表は、あくまで基本的な参考の金額なので、それぞれが協議の上で、決めていただきたいと思えます。
議長	米の価格等も考慮して双方で決めてはどうでしょうか。
谷地村 委員	わかりました。
議長	あと、質疑意見はございませんか。
	質疑意見なし
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第 5 号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 5 号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、日程第 4、議案第 6 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>

事務局	<p>6 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 4、議案第 6 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明申し上げます。</p> <p>農地法第 3 条の規定により、別紙申請書のと通りの申請があったので、審議を求めるものです。</p> <p>今月の農地法第 3 条の許可申請は、使用貸借権が 1 件です。</p> <p>7 ページをお開き願います。</p> <p>それでは、受付番号第 4 号について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案第 6 号、受付番号第 4 号の申請に係る理由は、譲渡人及び譲受人との使用貸借権が 10 年間で期限切れとなったため利用権の再設定です。</p> <p>7 ページに議案書の写し、8 ページに農地法 3 条 1 項の調査書、9 ページに許可申請書の写し、10 ページに使用貸借契約書の写し、11 ページに位置図を添付してありますので、参考にしてください。</p> <p>また、7 ページに農地法第 3 条 1 項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、議案第 6 号受付番号第 4 号の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第 6 号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議長	異議なしと認めます。
議長	よって、議案第 6 号は原案のとおり決定いたしました。
議長	<p>次に、日程第 5、議案第 7 号、新郷村農業委員会の委員等の成果実績に応じた能率給の支給に関する規則(案)の制定についてを、議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>

事務局	<p>12 ページをお開き願います。</p> <p>日程第 5、議案第 7 号、新郷村農業委員会の委員等の成果実績に応じた能率給の支給に関する規則案の制定についてについて、ご説明いたします。</p> <p>制定する理由は、議案書記載のとおり、1 として農業委員会に関する法律の一部改正、2 として特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正があったため制定するものです。</p> <p>13 ページから 15 ページに新郷村農業委員会の委員等の成果実績に応じた能率給の支給に関する規則案の写しです。</p> <p>内容の主なものとして、13 ページの支給対象活動、第 2 条、成果実績に応じた能率給の支給の対象となる活動は、(1) から (3) に 2 条の支給対象活動があります。</p> <p>第 3 条は財源に関すること、第 4 条の成果実績に応じた能率給の額ですが、(1) の交付金の額の 2 分の 1 に相当する額を、委員等の人数手割って支給し、残りの 2 分の 1 は委員全体の活動にあてることができます。</p> <p>第 5 条から 8 条に実績の報告等となっております。</p> <p>施行期日は 4 月 1 日となっております。</p> <p>それから、16 ページから 18 ページに新郷村議会に提出した書類の写しを添付してありますので、参考に願います。</p> <p>分かりやすいのが、18 ページに新旧対照表が添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>以上でございます。</p> <p>今日の総会で決定、承認を頂きましたら告示を行いますので、ご了承願います。</p> <p>以上、議案第 7 号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第 7 号は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>異議なし</p>

議長	異議なしと認めます。 よって、議案第7号は原案のとおり決定しました。
議長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、平成31年第3回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成31年 月 日

議長

署名者

署名者